議案第 71 号

周南市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例の一部を改正する条例

周南市営住宅条例(平成15年周南市条例第217号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第2のいずれかに該当する者」を「規則で定める者」に改め、 同項第2号ア中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(入居者の資格)

人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者 として別表第2のいずれかに該当する者(以下「老人等」と いう。)にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興 特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者(以 下「被災者等」という。)にあっては第4号及び第5号)の 条件を具備する者でなければならない。

現行

(1) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、そ れぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある者として別表第3の いずれかに該当する場合 214,000円

イ・ウ (略)

 $(3)\sim(5)$ (略)

2 · 3 (略)

別表第2(第6条関係)

老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある 者

60歳以上の者

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定

(入居者の資格)

周南市営住宅条例新旧対照表

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老 | 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老 人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者 として規則で定める者(以下「老人等」という。) にあって は第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7年法律第14号) 第21条に規定する者(以下「被災者等」と いう。)にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者 でなければならない。

(1) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、そ れぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある者として別表第2の いずれかに該当する場合 214,000円

イ・ウ (略)

 $(3)\sim(5)$ (略)

2 · 3 (略)

する障害者でその障害の程度が、次に掲げる程度であるもの

- 1 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省 令第15号) 別表第5号の1級から4級までのいずれかに該 当する程度
- 2 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155 号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれか に該当する程度
- 3 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程 度

戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3第1款症の項のいずれかに該当する程度

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律 第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受 けている者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後

の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年 法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を含 む。) を受けている者

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年 を経過していないもの

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当 するもの

- 1 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- 2 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法 第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により 裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効 力を生じた日から起算して5年を経過していないもの